

△招 集

川越地区消防組合告示第一号

令和四年川越地区消防組合議会第一回定例会を次のとおり招集する。

令和四年三月十八日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 令和四年三月二十五日 午後一時
二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

△会 期

令和四年三月二十五日 一 日 間

△議事順序

午後一時開会

- 一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。
- 二、日程第四、会議録署名議員指名については、

吉 敷 賢一郎 議員
 柿 田 有 一 議員 を指名する。

- 三、日程第五については、令和三年十月二日以降受理した監査結果を報告する。
- 四、継続審査となっていた日程第六を議題とし、委員長報告の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

- 五、続いて、日程第七については、報告事項を公表する。
- 六、引続き、日程第八以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

なお、追加議案の提出があつた場合は、日程に追加し、審議を行う。

- 七、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。
以上をもって第一回定例会を閉会する。

△議事日程

令和四年三月二十五日 午後一時三十分開議

日程第一 会期決定について

日程第二 議案提出書の公表について

日程第三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第四 会議録署名議員指名について

日程第五 監査結果の報告について

日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関するところについて

日程第七 報告書の提出について

日程第八 議案第一号 専決処分報告について

日程第九 議案第二号 川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第十 議案第三号 川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第十一 議案第四号 令和三年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第三号)

日程第十二 議案第五号 令和四年度川越地区消防組合一般会計予算

△議場に出席した議員(二三人)

第一番 道祖土 証 議員	第二番 森田 敏男 議員
第三番 加藤 進 議員	第四番 中原 秀文 議員
第五番 樋口 直喜 議員	第六番 吉敷賢一郎 議員
第七番 柿田 有一 議員	第八番 吉野 郁恵 議員
第九番 小林 薫 議員	第一〇番 片野 広隆 議員
第一一番 大泉 一夫 議員	第一二番 小ノ澤哲也 議員
第一三番 小野澤康弘 議員	

△欠席議員(なし)

△地方自治法第百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者 川 合 善 明

これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○中原秀文議長 直ちに会議を開きます。

日程に入ります。

日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○中原秀文議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。

管理者より議案提出書が送付されましたので、書記に朗読させます。

(岩渕 巧書記 朗読)

川消総発第一〇三二号

令和四年三月二十五日

川越地区消防組合議会議長 中原 秀文様

川越地区消防組合管理者 川合 善明

議案の提出について(通知)

令和四年本組合議会第一回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

一 川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて

二 川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることについて

副管理者	飯島和夫
〃	栗原薫
会計管理者	佐藤喜幸
消防局長	橋本丈夫
次長	齋藤匡央
〃	西村政徳
川越北消防署長	水村一重
川越中央消防署長	沼田健
川越西消防署長	藤崎進
川島消防署長	町田竹夫
総務課長	大谷清秋
予防課長	浅見篤
警防課長	木村寛
救急課長	本澤哲
指揮統制課長	長澤俊幸
新消防庁舎建設準備室長	武笠浩

△議場に出席した職員

書記長	松本清一
書記	黒澤博行
〃	岩渕巧
〃	志村久美子

△開 会(午後一時三十九分)

○中原秀文議長 出席議員が定足数に達しておりますので、令和四年川越地区消防組合議会第一回定例会の議会は成立しております。

三 川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて

四 令和三年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第三号)

五 令和四年度川越地区消防組合一般会計予算

○中原秀文議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○中原秀文議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

管理者より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会議第六四号

令和四年三月十八日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文

出席要求書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、三月二十五日午後一時〇〇分開会の川越地区消防組合議会議長第一回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第一〇一四号

令和四年三月二十五日

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合管理者 川合善明

出席通知書

令和四年川越地区消防組合議会議長第一回定例会会議録

要求により、令和四年本組合議会議長第一回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者 川合善明

副管理者 飯島和夫

〃 栗原薫

会計管理者 佐藤喜幸

消防局長 橋本丈夫

次長 齋藤匡央

〃 西村政徳

川越北消防署長 水村一重

川越中央消防署長 沼田健

川越西消防署長 藤崎進

川島消防署長 町田竹夫

総務課長 大谷清秋

予防課長 浅見篤

警防課長 木村寛

救急課長 本澤哲

指揮統制課長 長澤俊幸

新消防庁舎建設準備室長 武笠浩

△日程第四 会議録署名議員指名について

○中原秀文議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされ
た川越市議会議規則第八十八条の規定により、

吉敷賢一郎 議員

柿田有一 議員

を指名いたします。

△日程第五 監査結果の報告について

○中原秀文議長 日程第五、監査結果の報告についてを議題といたします。

監査委員より、令和三年十月二日以降本日までにて六件の監査結果の提出がありましたので、報告いたします。

川消監発第三一号

令和三年十月二十二日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小ノ澤哲也

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和三年度九月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三三三号

令和三年十一月十九日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小ノ澤哲也

定例監査の結果について（報告）

地方自治法第九十九条第四項の規定に基づき、川越地区消防組合の定例監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

川消監発第三五号

令和三年十一月十九日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小ノ澤哲也

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和三年度十月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三八号

令和三年十二月二十二日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小ノ澤哲也

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和三年度十一月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第四〇号

令和四年一月二十一日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小ノ澤 哲 也

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和三年度十二月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第四三号

令和四年二月十八日

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明 様

川越地区消防組合議会議長 中 原 秀 文 様

川越地区消防組合監査委員 佐 藤 明

同 小ノ澤 哲 也

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和三年度一月份例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関する事について

○中原秀文議長 日程第六、消防庁舎及び訓練施設等に関する事についてを議題といたします。

本件は、去る令和三年十月一日開会の第三回定例会において、地方自治法第百九条第八項の規定により、閉会中の継続審査として消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会に付託したものであります。よって、委員長より審査の経過並びに結果について報告を願います。

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長、柿田有一議員。

（柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長登壇）

○柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 消防庁舎及び訓練施設等に

関する特別委員長報告を申し上げます。

本特別委員会は、令和三年十二月十六日及び本年三月十八日の二日間にわたり、消防局三階講堂において、令和三年十月一日開会の第三回定例会において地方自治法第百九条第八項の規定に基づく継続審査の付託を受けました付議事件であります。消防庁舎及び訓練施設等に関する事についてを審査いたしました。

第一日の会議は、消防庁舎及び訓練施設等に関する事については、造成工事及び防災学習機能について、資料を基に理事者より説明を受け、種々質疑が行われ、次に、新消防指令センターの整備について、進捗状況として基本構想について資料を基に理事者より報告を受けました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、次回には実施設計について報告を受け、調査を行うことを確認し散会いたしました。

第二日目の会議は、消防庁舎及び訓練施設等に関する事については、造成工事について、実施設計について、財産の取得について及び事業スケジュールについて、資料を基に理事者より説明を受け、種々質疑が行われ、次に、新消防指令センターの整備について、進捗状況として、基本構想について資料を基に理事者より報告を受けました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、委員長発議として、本特別委員会に付託を受けました付議事件は、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動拠点として災害に強い消防庁舎を早期に整備することが必要であります。また、造成工事に関わる準備を進めていること、管理者、副管理者の意向を伺いたいことなど、引き続き調査する必要があるため、本日中に調査を終了することは困難であります。よって、地方自治法第百九条第八項の規定に基づく継続審査とし、三月定例会終了後審査したい旨会議に諮りましたところ、全員異議なく、本件を継続審査とすることに決定いたしました。

これをもち本特別委員会の報告を終わります。

令和四年三月二十五日

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 柿田有一

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

○中原秀文議長 以上で委員長報告は終わりました。

△質疑・討論・採決

○中原秀文議長 これより本件につき質疑、討論、採決を行います。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

委員長報告は、地方自治法第九条第八項の規定による継続審査であります。よって、本件を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに決定いたしました。

△管理者挨拶

○中原秀文議長 申し上げます。管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

（川合善明管理者登壇）

○川合善明管理者 本日は令和四年度の当初予算案を御審議頂きます第一回定例会でございまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、今後の組合の行政運営に対し格別なる御支援と御鞭撻を賜りますよう、心からお願ひ申し上げます。

さて、御承知のとおり川越市、川島町ともに厳しい財政状況ではございますが、

令和四年度の当初予算案といたしましては、令和三年度の当初予算対比で二・三％増の五十五億二千三百七十六万六千円の予算規模となっております。

主な施策といたしましては、高規格救急自動車の更新整備のほか、災害情報を迅速かつ正確に把握し、安定したシステムの運用及びさらなる高度化を図るため、既存の消防情報支援システム構成機器等の分解整備と新消防指令センターの各種整備に係る事業を実施するとともに、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動体制を維持向上させるため、川越地区消防局、川越北消防署新庁舎の建設に向けて取得した用地の造成工事、令和五年に迎える組合設立五〇周年に向けた各種事業を実施するものでございます。

また、令和四年度の当初予算案のほか、組合条例の一部を改正する条例案並びに本年度の一般会計予算の補正がございまして、詳細につきましては消防局長をして説明させていただきますので、何とぞ速やかに御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

当組合といたしましても、市民、町民が安全安心を実感できるまちづくりのため全力で取り組んでまいりますので、今後とも安全安心の確保という観点に立ちます組合行政につきまして、議員各位の御指導と御協力を切にお願い申し上げます、結びといたします。

○中原秀文議長 以上で管理者の挨拶を終わります。

△日程第七 報告書の提出について

○中原秀文議長 日程第七、報告書の提出についてを議題といたします。

（岩渕 巧書記 朗読）

川消総発第一〇三〇号

令和四年三月二十五日

川越地区消防組合議会議長 中原秀文様

川越地区消防組合管理者 川合善明

報告書の提出について（通知）

令和四年本組協議会第一回定例会に、次の報告書を提出いたします。

記

一 専決処分の報告について

△報告第 一 号 専決処分の報告について

○中原秀文議長 報告第一号について説明を願います。

報告第一号

専決処分の報告について

地方自治法第八十条第一項の規定により、議会において指定されている事項について別記のとおり専決処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和四年三月二十五日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△報告書の説明（消防局長）

（橋本丈夫消防局長登壇）

○橋本丈夫消防局長 報告第一号、専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は令和三年十一月分の川越市消防団分団車庫八件分の電話料金について支払義務を怠り、支払期限である同年十二月十五日を過ぎた令和四年一月五日に支払ったため、支払遅延により発生した損害金百六十六円を相手方に支払うことについて、地方自治法第八十条第一項の規定により専決処分をしましたので、同条第二項の規定により報告するものとさせていただきます。

なお、損害金百六十六円につきましては、支払期限翌日の令和三年十二月十六日から支払日前日の令和四年一月四日まで、年利一・四・五％の割合により算定したものでございます。

以上で報告案件の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○中原秀文議長 以上で説明は終わりました。

△質疑

○中原秀文議長 本報告につき御質疑ありませんか。―これをもって報告を終わります。

△日程第 八 議案第 一 号 川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する

条例を定めることについて

○中原秀文議長 日程第八、議案第一号、川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一号

川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和四年三月二十五日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○中原秀文議長 提案理由の説明を願います。

（橋本丈夫消防局長登壇）

○橋本丈夫消防局長 ただいま上程になりました議案第一号、川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正の趣旨でございますが、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する

法律の廃止に伴い、独立行政法人等の定義の引用を独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律から個人情報保護に関する法律に改正するため、川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を令和四年四月一日としようとするものでございます。以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○中原秀文議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○中原秀文議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第九 議案第二号 川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を

定めることについて

○中原秀文議長 日程第九、議案第二号、川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第二号

川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和四年三月二十五日提出

△提案理由の説明（消防局長）

○中原秀文議長 提案理由の説明をお願いします。

（橋本丈夫消防局長登壇）

○橋本丈夫消防局長 ただいま上程になりました議案第二号、川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、消防団員の処遇改善に係る費用弁償の見直しに伴い、川越地区消防組合消防団条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、第十二条の報酬及び第十三条の費用弁償の規定を改正しようとするものでございます。併せて、所要の規定の整備をしようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を令和四年四月一日としようとするものでございます。以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○中原秀文議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○中原秀文議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。

片野広隆議員。

（片野広隆議員登壇）

○片野広隆議員 ただいま上程されました議案第二号、川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることについて、何点か質疑をさせていただきます。

思います。

まず、この川越地区消防組合消防団条例全体を通して質疑を行わせていただきましたと思いますが、まず、三条の定数についてですが、川越市消防団が定員三百三十名、川島町消防団が定員百二十九名と設定されておりますが、現在の状況について、充足率も含めて伺いをいたします。

次に、第四条任用について伺わせていただきます。

この四条を見させていただきますと、消防団の資格について規定されておりますが、一項では、消防団の地域内に居住し、勤務し、また在学する十八歳以上の者という規定となっております。第二項では、志操堅固で、かつ身体強健な者という資格が設定されておりますが、この志操堅固並びに身体強健の者というのは、どのような判断基準、実際入団を、団員に任命する際に基準として考えればいいのかお聞かせ頂きたいと思っております。

続きまして、分限について質疑をさせていただきます。

第六条では、団員が以下各号のいずれかに該当する場合において、降任または免職することができるがありますが、この分限に該当する団員は過去に例があるのかどうか、あれば件数とその理由についてお聞かせください。

併せて、懲戒についても第七条で設定されておりますが、この戒告、停職または免職の懲戒処分についても過去に例があるのかどうか、併せて、あるのであればその件数と理由についても伺わせていただきます。

次に、第八条服務について伺わせていただきたいと思っております。

今回の改正にもありますが、消防団条例、昭和四十八年に制定されてから本年四十九年目になるかと思いますが、今回、服務の下に規律が加えられた理由について伺いをいたします。

続きまして、同じく服務に関して第九条では、団員が十日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては管理者、団員は団長に届け出なければならぬとありますが、この十日以上という設定根拠はどういった理由になるのか伺いいたします。

併せて、その後のただし書きに、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできないと設定されております。この特別な事情、団員の半数以上が居住地を離れることが認められる事情というのはどういったものが挙げられるのかお聞かせください。

続きまして、同じく服務の中で、第十一条の中で、団員は消防団の正常な運営を阻害し、または著しくその活動を低下させる等の集团的行動を行ってはならないと、この正常な運営を阻害し、または著しくその活動を低下させる等の集团的行動というのは、どのような行動が想定されているのかお聞かせ頂きたいと思っております。

次に、報酬について伺わせていただきます。

報酬にあつては、団員には年額報酬と、今回改定されます出動報酬という形になるかと思いますが、年額報酬については今回改定は行われませんが、この年額報酬の金額の見直しについては検討されたのかお伺いいたします。

併せて、この年額報酬の状況は、他市との比較では川越市消防団、川島町消防団はどのような状況になっているのかお伺いをいたします。

次に、今回新たに設定された出動報酬についてであります。これまでは費用弁償という形で設定をされておりましたが、今回、出動報酬に改定され、併せて、災害時の出動については三千円から四千元に増額改定が行われる予定です。この千円の増額が行われる理由と、その積算根拠についてお伺いをいたします。

併せて、今回なぜ災害時の改定にとどまるのかも聞かせ頂きたいと思っております。

続きまして、これまで出動報酬が費用弁償とされてきましたが、今回、別途費用報酬、費用弁償が設定され、交通費に当たる部分が支払われる形での改定が予定されておりますが、その費用弁償を新たに設定した理由についてお聞かせを頂きたいと思っております。

次に、この費用弁償ですが、行事及び会議の場合は、川越地区消防組合管内で行われるものに限る、に従事した場合は次の費用弁償を支給すると規定されておりますが、見せていただきますと、公共交通機関の利用ではなく会議場所なり団本部

までの距離で金額設定が行われております。基本的には車での移動を想定されているのかなと推察しますが、なぜ今回このような積算が行われたのか、このような形での費用弁償の報酬になったのかお聞かせを頂きたいと思っております。

併せて、公共交通機関を利用したときのほうが旅費がかかってしまうのではないかと考えますが、住居等から団本部、もしくは会議場所まで公共交通機関を利用した際の差額について実費弁償はされるのかお聞かせ頂きたいと思っております。

次に、最後になりますが、これまで他の議員さんからも指摘がされてきた課題の一つとして、道路交通法の改正により運転免許区分が改定されたことで、これから普通免許を取られる若い方が消防団の消防ポンプ自動車を運転できなくなるのではないかとこの間まで多くの議員から指摘がされてきました。この問題について川越地区消防組合では今後どのような対応を取っていくのか、最後にお伺いをいたします。

(大谷清秋総務課長登壇)

○大谷清秋総務課長 御答弁申し上げます。

初めに、当組合消防団の定数及び充足率についてでございますが、令和四年三月一日現在において、川越市消防団は定数三百三十名に対し実員数二百七十一名、充足率八二・一％、川島町消防団につきましては定数百二十九名に対し実員数百十六名、充足率八九・九％でございます。

次に、川越地区消防組合消防団条例第四条任用の志操堅固、身体強健の基準についてでございますが、具体的な基準は設けておりませんが、消防活動においては健康で強い体が必要となるため、入団時において分団長が面談を実施し、入団の可否を判断しているものでございます。なお、分団長が入団可能と判断した者の中から管理者の承認を得なかった事例はございません。

次に、消防団条例第六条分限及び第七条懲戒に係る降任及び免職の過去の件数についてでございますが、川越市消防団では過去に懲戒免職一件がございます。川島町消防団ではございません。懲戒免職の理由につきましては、消防団員が放火事件

を起こしたため、平成八年四月十一日に免職としております。

次に、消防団条例第八条服務規律について、規律を加えた理由についてでございますが、川越地区消防組合消防団条例第八条から第十一条までの共通見出しとして服務と規定しておりますが、規定されている内容が服務及び規律によるものであることから、今回の改正と併せて見直ししたものでございます。

次に、消防団条例第九条について、団員が十日以上居住地を離れる場合の根拠についてでございますが、昭和四十年四月一日付、消防庁次長通知により示された消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の例に基づき、消防団活動に支障を来さないよう十日以上と規定したものでございます。また、特別な事情として認められるものの例といたしましては、視察研修や全国消防操法大会への出場などが考えられるものでございます。

次に、消防団条例第十一条について、著しくその活動を低下させる等の集团的行動についてでございますが、具体的には集団による消防団会議の妨害や集団による消火活動の懈怠または妨害等を想定しているものでございます。

次に、川越地区消防組合消防団条例第十二条について、消防団条例の改正に伴う年額報酬の見直しについてでございます。

当組合消防団の団員の階級にある者の現在の年額報酬は六万九千円となっており、令和三年四月十三日付、消防庁長官通知により定められた非常勤消防団員の報酬等の基準にある団員の標準年額報酬三万六千五百円を上回っており、検討した結果、見直ししないことといたしました。また、他市との比較についてでございますが、埼玉県内六十三市町村の団員の年額報酬の平均は六万一千六百円であり、若干上回っている状況でございます。

次に、出勤報酬として千円を増額した理由についてでございますが、国の基準により、災害における出勤報酬は、一日を七時間四十五分とみなして八千円が標準額と決めました。当組合では現在、一回につき三千円を支給しており、災害時の出勤報酬の額を一回につき四千円、四時間を超えるごとに四千円を加算し支給すること

により標準額と同等以上となることから、千円増額しようとするものでございます。また、災害時の出勤報酬のみを増額とした理由についてでございますが、標準額から一時間当たり千円と勘案し、警戒や訓練等の時間を平均するという一回当たり二時間程度となることから、警戒や訓練等の出勤報酬を二千円のまま変更しないことといたしました。

次に、費用弁償を新たに設けた理由についてでございますが、団員が災害、警戒、会議等に出動した場合に、住居、勤務先等から団本部、分団車庫、会議場までに必要な費用の負担分を弁償するために設けたものでございます。

次に、公共交通機関を使った場合の支給につきましては、公共交通機関を利用した運賃ではなく、本条例に基づき距離に応じて支給しようとするものでございます。公共交通機関利用の場合は支給金額が実費と差額が生じるケースも考えられますが、公共交通機関を利用した場合の差額につきましては、年額報酬の範囲で対応していただくものと考えております。

次に、消防ポンプ自動車の運用についてでございますが、平成二十九年三月十二日の道路交通法改正により、当組合消防団の保有する消防ポンプ自動車を運用するには、準中型自動車免許が必要となりました。現在は消防ポンプ自動車の運用に影響はございませんが、今後支障を来すおそれがあるため、川越地区消防組合消防団員準中型免許等取得費補助金交付要綱を令和四年四月一日に制定することとしております。なお、補助の概要といたしましては、運転免許取得費の二分の一の額を補助することとし、十万円が限度額となっております。また、五年以内に消防団を退団した場合は、補助金を全額返金していただくこととしております。

以上でございます。

○中原秀文議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

令和四年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

（「異議なし」と言う者がいる）

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一〇 議案第三号 川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて

○中原秀文議長 日程第十、議案第三号、川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第三号

川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和四年三月二十五日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○中原秀文議長 提案理由の説明を願います。

（橋本丈夫消防局長登壇）

○橋本丈夫消防局長 ただいま上程になりました議案第三号、川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、川越地区消防組合定数条例第三条に規定する定数外の職員に該当する休業者等につきましては、休業等の日数が確定しにくい場合があり、その際、欠員補充が困難となります。このことから消防吏員定数を四百三十三人へ改め、実員数四百三十一人との余裕を持たせることにより速やかな欠

員補充を行い、実員数四百三十一人を確実に確保しようとするものでございます。

改正の内容でございしますが、第二条第一項第一号の消防吏員の定数四百三十一人を四百三十三人に改めようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を令和四年四月一日としようとするものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○中原秀文議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○中原秀文議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一一 議案第四号 令和三年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三号）

○中原秀文議長 日程第十一、議案第四号、令和三年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案第四号

令和三年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三号）

令和三年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第一条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ四千六百二十六万八千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十三億七千八百九十五万一千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三条第一項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第三条 地方債の変更は、「第三表地方債補正」による。

令和四年三月二十五日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○中原秀文議長 提案理由の説明を願います。

（橋本丈夫消防局長登壇）

○橋本丈夫消防局長 ただいま上程となりました議案第四号、令和三年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書四の一ページを御覧頂きたいと存じます。

第一条第一項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ四千六百二十六万八千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十三億七千八百九十五万一千円にしようとするものでございます。

第二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後

の歳入歳出予算の金額は、四の二ページの第一表歳入歳出予算補正の金額にしようとするものでございます。

第二条、繰越明許費は、翌年度に繰り越して使用することができる経費を四の三ページの第二表繰越明許費のとおりに定めようとするものでございます。

第三条、地方債の補正は、起債の限度額を歳入予算補正後の組合債の金額に合わせ、四の三ページの第三表地方債補正の金額に変更しようとするものでございます。続きまして、別冊の令和三年度川越地区消防組合一般会計補正予算説明書（第三号）により御説明申し上げます。

初めに、四ページの歳出を御覧頂きたいと存じます。

常備消防費でございます。常備消防費四百六万二千元の減額は、事務管理費及び救急事務の事業費等の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、常備施設費二千七百六万九千円の減額は、施設管理及び消防局庁舎建設の事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

五ページに移りまして、公債費でございます。利子一千五百十三万七千円の減額は、組合分利子償還金等の償還金額の確定に伴い、減額しようとするものでございます。引き続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

二ページを御覧頂きたいと存じます。

初めに、負担金二億一千七十七万八千円の減額は、消防組合負担金といたしまして、事業費の確定及び特定財源の追加に伴い、川越市、川島町それぞれの共通経費、公債費及び川越市の消防用地費を減額しようとするものでございます。

次に、消防費県補助金三十二万三千円の減額は、消防救急体制整備費補助金といたしまして、事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、繰越金一億三千七十三万三千円の追加は、前年度剰余金を追加しようとするものでございます。

三ページに移りまして、消防債三千四百十万円の増額は、消防施設整備費事業債

といたしまして、各種事業の事業費確定及び新消防庁舎建設実施設計業務委託に関わります起債区分の変更に伴い、増額しようとするものでございます。

以上、御説明申し上げました内容が、一ページにございます歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にまとめられたものの概要でございます。

なお、六ページにございます附表一につきましては地方債に関する調書でございますが、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○中原秀文議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○中原秀文議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一二 議案第五号 令和四年度川越地区消防組合一般会計予算

○中原秀文議長 日程第十二、議案第五号、令和四年度川越地区消防組合一般会計予算を議題といたします。

議案第五号

令和四年度川越地区消防組合一般会計予算

令和四年度川越地区消防組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ五十五億二千三百七十七万六千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十四条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第二表債務負担行為」による。

(地方債)

第三条 地方自治法第二百三十条第一項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第三表地方債」による。

(一時借入金)

第四条 地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、三億円と定める。

令和四年三月二十五日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明(消防局長)

○中原秀文議長 提案理由の説明をお願いします。

(橋本丈夫消防局長登壇)

○橋本丈夫消防局長 ただいま上程になりました議案第五号、令和四年度川越地区消防組合一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書五の一ページを御覧頂きたいと存じます。

第一条第一項、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十五億二千三百七十七

六千円と定めようとするものでございます。

令和三年度当初予算と比較いたしますと、割合にして二・三%、額にして一億二千百七十五万一千円の増額となっております。普通建設事業費の増額が主な要因でございます。高規格救急自動車等の更新整備及び新消防庁舎建設に係る事業費の増額が主なものでございます。

第二項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を五の二ページの第一表歳入歳出予算のとおりに定めようとするものでございます。

第二条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を五の四ページの第二表債務負担行為のとおりに定めようとするものでございます。

第三条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を五の四ページの第三表地方債のとおりに定めようとするものでございます。

第四条、一時借入金の借入れ額の最高額を三億円と定めようとするものでございます。

それでは、別冊の令和四年度川越地区消防組合一般会計予算説明書によりまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

二ページを御覧頂きたいと存じます。

負担金の総額は五十億二千二百五十四万一千円を計上いたしました。消防組合負担金といたしまして、川越市、川島町それぞれの共通経費、非常備消防費、水利施設費、公債費、予備費及び川越市の消防用地費から成る内容でございます。

次に、消防使用料の総額は四十三万八千円を計上いたしました。行政財産使用料といたしまして、消防庁舎に設置されております自動販売機に係る見込額でございます。

次に、消防手数料の総額は四百三万円を計上いたしました。危険物製造所等設置許可申請等手数料及び火薬類譲渡等許可申請手数料に係る見込額でございます。

三ページに移りまして、利子及び配当金は十万円を計上いたしました。基金利子

といたしまして、職員退職手当基金に係る見込額でございます。

次に、消防寄附金一千円は科目の設定でございます。

次に、繰越金は七千五百万円を計上いたしました。前年度剰余金の概算額でございます。

四ページに移りまして、預金利子一千円は科目の設定でございます。

次に、受託収入の総額は七百七万一千円を計上いたしました。受託収入といたしまして、川越自警消防費、川越水防費から成る内容でございます。

次に、雑入の総額は一千八百四十九万四千円を計上いたしました。支弁金といたしまして、関越高速道救急業務支弁金、雑入といたしまして、職員駐車場登録料及び川越市、川島町それぞれの消防基金支払金収入等、雑入の見込額でございます。

五ページに移りまして、消防債の総額は三億九千五百五十万円を計上いたしました。消防施設整備費事業債といたしまして、高規格救急自動車二台、高度救命処置用資機材二式、各種改修工事、新消防庁舎建設に関わる調整工事費等、各事業の見込額でございます。

引き続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。六ページを御覧頂きたいと存じます。

初めに、議会費でございます。議会費の総額は六百五十三万八千円を計上いたしました。消防組合議会議員の報酬及び事務経費に係る所要額でございます。

七ページに移りまして、総務管理費でございます。

一般管理費の総額は三百九十二万六千円を計上いたしました。特別職の報酬及び事務経費に係る所要額でございます。

次に、公平委員会費の総額は八万一千円を計上いたしました。公平委員の報酬等に係る所要額でございます。

八ページに移りまして、監査委員費でございます。監査委員費の総額は三十八万三千円を計上いたしました。監査委員の報酬及び事務経費に係る所要額でございます。

九ページに移りまして、常備消防費でございます。

常備消防費の総額は四十五億九千三百八十一万三千円を計上いたしました。事業につきましては、職員人件費、火災予防対策、消防車両整備、救急高度化、消防通信整備及び組合設立五〇周年事業の常備消防に係る内容でございます。主な事業につきまして申し上げます。

職員人件費につきましては、給料、職員手当及び共済費に係る所要額でございます。

次に、職員事務につきましては、消防学校、消防大学の教養及び研修、福利厚生及び給貸与物品に係る所要額でございます。

十ページに移りまして、新規事業といたしまして組合設立五〇周年記念事業の推進を計上いたしました。令和四年度はPR期間といたしまして組合PR動画の作成及び各種記念事業に係る所要額でございます。

次に、火災予防対策の推進と普及啓発につきましては、事業所の防火管理体制の充実及び住民の防火意識の高揚を図るための普及啓発に係る所要額でございます。

十一ページに移りまして、消防車両整備につきましては、はしご付消防自動車の分解整備及び連絡車の更新整備に関わる所要額でございます。

次に、救急高度化の推進につきましては、応急手当の普及啓発、救急救命士の養成、救急隊員の研修及び救急自動車等の更新整備に係る所要額でございます。

次に、消防通信整備につきましては、消防情報支援システム構成機器等の分解整備、新消防指令センター整備事業に関わる各種業務委託等に関わる所要額でございます。

十二ページに移りまして、消防署活動業務費につきましては、川越北、川越中央、川越西及び川島の各消防署の消防活動資機材の整備等に係る所要額でございます。

次に、常備施設費の総額は四億五千三十三万四千円を計上いたしました。施設管理、川越市分消防用地費及び消防局庁舎建設の各事業でございます。主な事業につきまして申し上げますと、消防局庁舎建設につきましては、実施設

計業務委託、造成工事費など、消防庁舎建設に関わる所要額でございます。

十三ページに移りまして、非常備消防費でございます。川越非常備消防費の総額は一億百八十一万一千円を計上いたしました。川越市消防団に関わる消防団事務、消防団施設管理、消防団車庫建設、消防団車両管理、消防団車両整備の各事業でございます。

主な事業につきまして申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費、報償費及び消防活動用資機材の整備など、消防団運営に関わる所要額でございます。

十四ページに移りまして、川島非常備消防費の総額は三千五百五十八万四千円を計上いたしました。川島町消防団に関わる消防団施設管理、消防団車両管理及び消防団事務の各事業でございます。

主な事業につきまして申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費、報償費及び消防活動用資機材の整備など、消防団運営に係る所要額でございます。

十五ページに移りまして、水利施設費でございます。川越水利施設費の総額は八千三百四十四万七千円を計上いたしました。川越市に係る水利施設管理及び消防水利の増設の各事業でございます。消火栓の維持管理に係る所要額でございます。

十六ページに移りまして、川島水利施設費の総額は三百二十四万七千円を計上いたしました。川島町に関わる水利施設管理及び消防水利の増設の各事業でございます。消火栓の維持管理に係る所要額でございます。

次に、自警消防費でございます。川越自警消防費の総額は三百五十八万八千円を計上いたしました。川越市自警消防隊運営事務につきましては、自警消防隊に対する補助金及び資機材等の維持管理に係る所要額でございます。

十七ページに移りまして、水防費でございます。川越水防費の総額は三百四十八万三千円を計上いたしました。川越市水防団運営事務につきましては、水防団員の共済費、旅費等に係る所要額でございます。

十八ページに移りまして、公債費でございます。元金の総額は二億二千九十九万三千円を計上いたしました。組合分、川越市分及び川島町分の元金償還に係る所要額でございます。

次に、利子の総額は一千百四十四万八千円を計上いたしました。組合分、川越市分及び川島町分の利子償還に関わる所要額並びに一時借入金利子の見込額でございます。

十九ページに移りまして、予備費でございます。予備費といたしましては四百五十万円を計上いたしました。

以上、御説明申し上げました内容が、一ページでございます。歳入歳出予算事項別明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、二十ページ以降でございます。附表一につきましては給与費明細書、附表二につきましては債務負担行為に関する調書、附表三につきましては地方債に関する調書でございますが、説明は省略させていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○中原秀文議長 暫時休憩いたします。

午後二時三十六分 休憩

午後二時四十分 再開

○中原秀文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○中原秀文議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。柿田有一議員。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 議案第五号、令和四年度川越地区消防組合一般会計予算について質疑を申し上げます。

令和四年度、新年度も引き続き新型コロナウイルスの感染拡大が広がる下での事務執行になるだろうというふうに思います。特に、消防吏員の皆様方は感染が疑われる方への救急活動などを含めて様々な現場で緊張を強いられる活動に取り組んでいただいているというふうに思います。まずもって皆さん方の日常の活動に敬意を表したいというふうに思います。御苦勞さまで。

そうした中、同時に新消防庁舎の建設事業が非常に大きな事業が並行して進むという中、新年度も消防の事業が行われるというふうに思います。

そこで、まず、一点目として、この新型コロナウイルスの感染症の影響など、拡大を受けて令和四年度の当初予算がどのような特徴を持った予算なのか、また、前年度と比べてどういうふうな位置づけられ、どういうふうになっているのか、この比較についても併せてお伺いをいたします。

二点目ですが、消防庁舎施設における新型コロナウイルス感染症対策がこの間行われてきたと思います。各署所、様々な対応で感染を広げられないようにということを含めて新型コロナへの対応、特に施設面でのようにこれまでされてきたのか、まず確認のためにお伺いをしておこうと思います。

(大谷清秋総務課長登壇)

○大谷清秋総務課長 御答弁申し上げます。

予算の編成特徴につきましては、予算編成方針で重点施策として掲げた消防救急体制の整備の確実な推進に向け、限られた財源を重点的かつ効率的な配分を行い、初動消防力の強化、救急業務体制の整備、火災予防対策の推進、そして消防施設の充実を図るため、消防活動拠点として災害に強い庁舎整備及び各種施策事業に取り組む予算編成といたしました。

前年度との比較についてでございますが、令和三年度については連絡車一台の配備のみでしたが、令和四年度につきましては、高規格救急自動車二台及び高度救命

処置資機材二式及び連絡車一台の更新整備、また、川越市消防団車両一台の更新整備を見込んでいます。そのほかの主な事業といたしまして、新消防庁舎に係る実施設計業務委託、川越地区消防組合設立五〇周年事業を見込んでいます。

また、消防庁舎における新型コロナウイルス感染症防止対策につきましては、換気、定期的な拭き掃除を実施するとともに、施設につきましては、消防庁舎仮眠室において個室化されていなかった署所ではカーテン等により簡易的な区画化を図り、また、自動化されていない全施設のトイレ水道栓をワンタッチ式に交換いたしました。さらに、感染症のリスクを低減させるため、令和二年度、令和三年度にかけて飛沫感染防止用パネルの設置、手指消毒用アルコールディスペンサーの設置、検温器の設置を行っているものでございます。

以上でございます。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 御答弁を頂きました。二回目の質疑を申し上げます。

新年度の特徴、特に前年との比較では、一定程度の車両の整備等が予定をされているようにございます。一方で、庁舎建設が非常に大きな事業として進行的なもので、全体の予算編成にはなかなか財源も非常に厳しい予算編成を強いられるというように、先ほど御説明もありましたけれども、そうした中、大きな事業と並行して行うときには、予算の使い方、編成の仕方は慎重になるというようなことがあろうと思います。そうした中、一方で、先ほど答弁のあった消防車両、大変、長距離、それから長期間が運用されているものも見受けられるということで、厳しい財源の中でも一定のペースで消防車両の更新をするということはある程度、積極的な姿勢であろうというふうに、この点は評価できるといふふうに思います。

施設についても、この局庁舎の一階入り口等を見ても、使用方も大分変わってまいりました。特に、感染をなるべく排除する、特に、エッセンシャルワーカーとしての役割の重要性の高い消防職員に対しては、そういうケアも非常に大事だろうとい

うところもあります。様々な感染対策がこれまで行われてきたことが理解できました。

二回目ですが、一方で、消防職員は火災、それから救急など現場に出場するケースがたくさん出てくるだろうと思います。出場すると様々、着衣ですとか装備品ですとか、その都度、消毒をしたり交換をしたりだとかそういうことが出てくるんだらうなというふうに思いますが、コロナの対応の中で、そうしたのも大変影響を受けるというふうに感じているところでございます。

そこで、災害救助出場する際の対策について、これまで大変だったことというふうに感じていることがあれば伺いをしておきます。

また、今後、そうしたことを受けて必要と感じたことなどはあるでしょうか、どういったことを懸念をされているのか伺いをしておきます。

また、感染防止をするための衣服などの処理方法について、どのようにされているのか伺いをいたします。

また、災害活動用品を購入するというところで、今回予算上、国の財源についてはどのように活用されているのか、使えた財源はあるのか、この点は確認のため伺いをしておきたいというふうに思います。

二回目の最後に、令和四年度の感染対策と課題をどのように考えているのか伺いをしておきたいと思えます。

(本澤 哲救急課長登壇)

○本澤 哲救急課長 御答弁申し上げます。

救急活動における新型コロナウイルス対策についてでございます。

救急隊員につきましては、感染防止衣上下、M95マスク、ゴーグル、ゴム手袋を装備し、夏期にはクールベストを装備しております。救急車につきましては、傷病者隔離搬送バッグ、車内のウイルス等の感染力を低減させるオゾン発生装置を整備しています。個人装備及び傷病者隔離搬送バッグを整備したことで救急隊員への二次感染を防ぐことができましたものでございます。

一方、全ての救急事案において感染防止対策を行い、また、搬送困難等で活動が長時間に及ぶことなどから、特に夏場の暑さ対策についてはさらなる対策が課題でございます。救急活動に伴い排出した感染防止等の廃棄物のうち、感染症を生じさせるおそれのある廃棄物の処理につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、救急廃棄物処理業務委託により専用の感染性廃棄物ボックスに収容し、専門業者が回収し処理しているところでございます。

次に、資機材を購入する際の国の財源についてでございます。

令和二年度及び三年度に補正予算で傷病者隔離搬送バッグ、感染防止衣等を整備した際、地方創生臨時交付金を財源として活用いたしました。

次に、令和四年度の感染対策と課題についてでございます。

感染対策は、現状の救急隊員及び車両の装備をしっかりと実施してまいります。課題としては、夏場の感染防止衣の暑さ対策が考えられます。感染防止衣の仕様をクールタイプに変更するなどの対策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 感染対策等についてお答えを頂きました。特に夏場の暑さ対策が課題ということで、この点については、引き続きよろしく願いたいと思えます。

お聞きしてきたところ、夏場の状況も含めてですけれども、特に職員の方々は感染対応に大変苦労されながら、いろいろな細かい気配りを行いながらやってきたかというふうに思います。しかしながら、一定程度感染が署内等でも発生をしたということは報告を受けています。今のオミクロン株の広がりの中では、一定の感染が起ることはある程度想定しなければならぬことだろうというふうに思います。こうした中、職員の皆さんは、長い期間緊張を強いられるということになるだろうと思うんですね。なかなか緊張というものは、長く続けるといっては苦勞する話で、職員の人たちのストレスなどもたまりやすくなっているのではないのでしょうか。

そこで、三回目、伺いをいたしますが、新型コロナウイルス感染症による職員

の健康やストレスへの状況について、どうなっているのかお伺いをしたいと思えます。

最後に、職員のPCR検査の体制について、少しお伺いしたいのですが、エッセンシャルワーカーはいろいろな形で、通常の働いている人たちよりもリスクを低減させるために気配り、先ほど申し上げたように、丁寧に行う必要があり、一定程度のPCR検査等は行われてきました。近隣の様々な消防の現場を見ても、積極的な検査を行っているところ等もありますし、また、そういうことが求められていると、それはこちら側だけではなくて、市民サイドからもそういう現場で働いている人がきちんと検査を受けられるのかということを心配されている声もたくさんあるというふうに理解をしております。

そこで、職員のPCR等の検査体制について、新年度にどのように対応していくのかお伺いをいたしまして、私の質疑といたします。

(大谷清秋総務課長登壇)

○大谷清秋総務課長 御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による職員の健康やストレスへの影響があるのかについてでございますが、職員のうち新型コロナウイルス感染症の陽性者となった職員は、これまでで二十五名となっております。うち三名が現在自宅療養中でございます。現時点において職員の陽性者で重症化した者や後遺症を発生している職員はおりません。職員のストレスへの影響については、毎年度実施しているストレスチェックの結果を見ますと、新型コロナウイルス感染症の流行前後で大きな変化はなく、それぞれ全国の事業所平均以下のリスクとなつておりますことから、現段階において新型コロナウイルス感染症による環境の変化に伴う職員の重大な心的影響はないものと認識しております。

次に、職員のPCR等の検査体制についてでございますが、職員の陽性者や濃厚接触者が増加し、消防力の維持が困難になった場合に備え、自宅待機の期間を短縮し、必要な職員を出動させるため、抗原検査キットを一定数確保してございます。

現時点では、消防力の維持が困難となる状況には至っていないことから、抗原検査キットの使用実績はございません。

新年度における対応でございますが、これまで職員の健康を確保するための注意喚起や各種感染防止資機材の配備、テレワーク体制や時差出勤の整備等を行ってまいりました。新年度におきましても引き続き新型コロナウイルス感染症の状況に注視し、職員の感染防止対策及び労務管理を実施してまいります。

以上でございます。

○中原秀文議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程追加

○中原秀文議長 お諮りいたします。一般質問の通告がありますので、この際、一般質問についてを日程第十三として日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○中原秀文議長 御異議なしと認めます。よって、一般質問についてを日程第十三として日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△日程第一三 一般質問について

○中原秀文議長 日程第十三、一般質問についてを議題といたします。発言を許可します。樋口直喜議員。

(樋口直喜議員登壇)

○樋口直喜議員 議長より発言のお許しを頂きましたので、一般質問を申し上げます。今回私がお伺いするのは、災害活動時のトイレ事情についてでございます。

昨年の四月に東京消防庁神田消防署で全国初とされるトイレ機能に特化したトイレカーが導入されたといったニュースがあり、導入した理由としては、災害現場における長時間の活動や消防職員や消防団員の女性比率が向上していることが挙げられておりました。また、導入されたことを受け現場の職員からは、これまでは近隣の住宅や商業施設などのトイレを借りていたものの、活動による汚れ等が衣服に付着していることも多く、借りにくい状況があったことや、活動中のトイレの問題は心理的負担になっていたということが示されておりました。

このようなことから、本組合管内においても同様の課題があるのではないかと、この視点から、災害活動時のトイレ事情がどのようであるかを確認させていただきたく、一回目の質問といたしまして、組合管内の災害活動時における消防隊員等のトイレについてどのように対応しているのか、また、組合としてトイレ等を配備しているのであれば、その使用実績についてお伺いします。

さらに、組合管内の各種災害出場件数についてお伺いし、一回目といたします。

(木村 寛警防課長登壇)

○木村 寛警防課長 御答弁申し上げます。

初めに、組合管内の災害活動時における消防隊員等のトイレの使用状況についてでございますが、まずは公共トイレや近隣の公共施設等のトイレを借用しております。さらに、借用できない場合を想定し、指揮車両に簡易トイレと組立て式テントを積載しており、長時間にわたる活動が予想される場合には、トイレを積載している支援車を出場させ対応しているところでございます。

次に、配備している簡易トイレ等の使用実績についてでございますが、簡易トイレにつきましましては、令和二年六月に配備してから災害現場において令和三年二月に一回、令和四年一月に一回、計二回使用しております。支援車のトイレにつきま

しては、使用実績はございません。

次に、組合管内の各種災害出場回数についてでございますが、令和三年中の各種災害出場件数につきましては、火災出場が八十四件、救急出場が一万七千四十三件、救急出場が二百一件、それ以外の出場といたしまして、火災出場したが誤報等で火災に至らなかった出場記録が二百八十七件、救急現場にポンプ車が出場して活動支援を行った救急支援出場が千四百四十五件、交通事故によるオイル漏洩等の危険排除活動等を行った、その他の災害が二百二十七件でございます。

以上でございます。

(樋口直喜議員登壇)

○樋口直喜議員 トイレの対応についてお伺いしました。

まずは公共トイレや近隣の公共施設等のトイレを借用されているとのことでしたが、常に災害現場の近隣に公共施設があるわけではございませんし、災害活動時という現場から離れづらい状況における選択肢として実用的ではないものと感じました。また、借用できないことを想定し指揮車両に簡易トイレと組立て式テントが積載されていること、併せて、トイレを積載している支援車があるとのことでしたが、その使用実績をお伺いしますと、簡易トイレが令和二年六月に配備されてから計二回、支援車両のトイレについては実績がないとのことでした。

一方、各種災害出場件数については、令和三年中に火災出場が八十四件、救急等その他の出場を加えると二万件近くあり、それだけ多くの出場がある中で、配備されたトイレの使用実績は令和三年に限ると一回のみというところでございました。この使用の実績については、火災出場だけに絞ってみても、率直にかなり少ない印象を受けるところでございますが、二回目の質問といたしまして、使用実績が少ないことを鑑み、配備しているトイレの課題について、簡易トイレ、支援車のトイレ、それぞれのようにつまえているのかお伺いし、二回目といたします。

(木村 寛警防課長登壇)

○木村 寛警防課長 配備しているトイレの課題について御答弁申し上げます。

簡易トイレの課題についてでございますが、応急的な対応であることから、さらに多様性やプライバシーに配慮したトイレを整備する必要があり、また、大型化した場合は、その搬送手段が課題と考えているところでございます。

支援車の課題についてでございますが、災害状況に応じて部隊増強として出場させることから、トイレ設置までに時間を要することが課題と考えているところでございます。

以上でございます。

(樋口直喜議員登壇)

○樋口直喜議員 それぞれの課題をお示し頂きました。聞くところによりますと、簡易トイレは組立て式テントの中に設置をして、さらに身を覆うポンチョのようなものを着用して利用するというところでございましたが、これをどこに設置するのかといった課題や夜間では手元を照らす光によってシルエツトがテントに浮かび上がってしまうこと、また、指揮車両にしか搭載されていないため、簡易トイレの供給を求めなくてはならないこと、さらには供給を受けた上で使用済みとなった簡易トイレの扱いなど、様々な課題があり、使用に当たつての心理的ハードルが大変高く、先の使用実績と照らし合わせてみても、活動現場でのトイレは我慢がつきものとなっております。

今回一回目で神田消防署のトイレカーを紹介いたしました。これと同水準のトイレカーを求めることは予算上、運用上からも課題が多いことは理解をしております。ただ、それでもやはり活動現場の皆様のトイレというときに、せつぱ詰まる心身の負担を軽減するためには、現状のトイレ事情を少しでも改善していただきたいと考えます。

そこで、最後に、トイレ事情の今後の対応についてお伺いをし、私の一般質問といたします。

(木村 寛警防課長登壇)

○木村 寛警防課長 今後の対応について御答弁申し上げます。

今後の対応につきましては、消防隊員等への適切な対応を図るため、多様性やプライバシーに配慮した簡易トイレの整備を図るとともに、迅速に支援車のトイレを活用できるように、状況に応じた部隊増強を早期に行うなどの運用を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

○中原秀文議長 以上をもって通告者の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

△閉 会

○中原秀文議長 以上をもって川越地区消防組合議会第一回定例会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後三時十分 閉会

△会議の結果

日程第一

会期決定について
本日一日間と決定した。

日程第二

議案提出書の公表について
議案提出書を公表した。

日程第三

地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第四

出席者の一覧を配布した。
会議録署名議員指名について

日程第五

議長指名のとおり決定した。
監査結果の報告について

令和四年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

日程第 六

監査結果の提出について報告した。

消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

委員会の結果について委員長が報告し、委員長の報告どおり継続審査とした。

日程第 七

報告書の提出について

報告の説明を受けた。

日程第 八 議案第 一号

川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第 九 議案第 二号

川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第一〇 議案第 三号

川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第一一 議案第 四号

令和三年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第三号）

原案可決

日程第一二 議案第 五号

令和四年度川越地区消防組合一般会計予算
原案可決

日程第一三 一般質問について

議員一人が一般質問を行った。